宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱

平成２８年５月１９日告示第１０８号
改正　平成２９年１２月７日告示第１４３号
改正　平成３０年４月４日告示第１６４号
改正　令和２年３月３０日告示第４３号
改正　令和５年６月２１日告示第９８号
改正　令和６年５月１０日告示第１１２号
改正　令和８年１０月８日告示第１２０号

（趣旨）

第１条　この告示は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１９条第１項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けられた地域農業の担い手の確保、地域資源を活用した多角化の取組及び地域農業をけん引するリーディング経営体の育成を支援することにより、本市農業の強化を図るため、いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施要領（令和８年農振第３号。以下「要領」という。）別記１に定める事業実施主体が、いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宮古市補助金交付規則（平成１７年宮古市規則第６７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業を担う者　地域計画に定められた区域内の農業を担う者をいう。

(2) 農業を担う者である法人　農業を担う者（認定農業者若しくは認定就農者又は別に定める目標年度までに認定を受ける見込みの者（以下「認定農業者等」という。）に限る。）のうち、３戸以上の農家で組織された法人及び農事組合法人をいう。

(3) 農業を担う者等で組織する団体　３戸以上の農家で組織され、かつ、農業を担う者（認定農業者等に限る。）が過半数を占める団体をいう。

(4) 農業協同組合の生産部会　農業協同組合内に組織された農業生産団体で、受益者が３戸以上であり、うち農業を担う者（認定農業者等に限る。）が過半数を占めるものをいう。

(5) 中山間地域の農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）　複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動、農業を核とした経済活動及び生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織をいう。

(6) 集落協定　中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成１２年４月１日付け１２構改Ｂ第３８号農林水産事務次官依命通知）第６の２の（１）に規定する集落協定をいう。

(7) 農業を担う者である集落営農組織　農業を担う者のうち、３戸以上の農家で組織された団体で、基盤強化法第２３条第４項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織をいう。

(8) 農業を担う者を含む団体　３戸以上の農家等で組織され、かつ、農業を担う者（認定農業者等に限る。）を含む団体をいう。
(9) 地域資源を活用した多角化の取組　地域で生産又は採取された農畜産物等を活用した加工、流通及び販売を行い、又は促進する取組をいう。
(10) 白地農地　地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地をいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる団体又は個人とする。
(1) 農業を担う者である法人
(2) 農業を担う者等で組織する団体
(3) 農業協同組合の生産部会
(4) 農業協同組合
(5) 全国農業協同組合連合会岩手県本部
(6) 中山間地域の農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）
(7) 集落協定に基づき共同取組活動を行う組織
(8) 農業を担う者である集落営農組織
(9) 農業を担う者を含む団体
(10) 別に定める要件を満たすリーディング経営体候補者
ア　農業を担う者（認定農業者に限る）であること。
イ　経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者であること。なお、いわてアグリフロンティアスクールを修了した者にあっては、同スクールを通じて作成した農業ビジネス戦略計画をもって中長期の経営計画を作成したものとみなす。

（補助対象事業及び補助額）

第４条　補助金の交付の対象となる事業区分、対象品目等、対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。また、補助対象経費の上限額及び下限額については、要領別記２のとおりとする。

（実施計画の策定）

第５条　補助事業を実施しようとする者は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画承認申請書（様式第１号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 1 宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画書（様式第２号）
2 宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業事業評価表（様式第３号）
(2) リーディング経営体育成型による事業を実施しようとする者は、前項の申請前に経営発展計画（様式第３号の２）を作成し、市長に提出しなければならない。
(3) 第１項の規定による申請があった場合において、市長が適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定前の事業着工）

第６条　補助事業を実施しようとする者のうち、補助金の交付の決定の前に補助事業に着工しようとする者は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定前着工届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の申請）

第７条　規則第４条に定める申請書及び市長が定める書類は次のとおりとする。

(1)　宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付申請書（様式第６号）

(2)　事業計画書（様式第７号）

（交付の決定通知）

第８条　規則第７条の規定による通知は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定通知書（様式第８号）によるものとする。

（補助事業の着工）

第９条　補助事業を実施しようとする者のうち、前条の補助金の交付の決定後に補助事業に着工した者は、速やかに宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業に係る着工届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（実施計画の変更）

第１０条　補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施計画を変更する場合は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画変更承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　１　宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施変更計画書（様式第２号）

２　宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業事業変更評価表（様式第３号）

(2)　前項の規定による申請があった場合において、市長が適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画変更承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第１１条　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　別表の事業区分に掲げる事業に係る経費の３0％を超える増減

(2)　主要工事の内容の変更、機械又は施設の構造若しくは機能の変更又は機械の種別の変更

（変更の承認申請）

第１２条　補助事業者は、規則第６条第１項第１号から第３号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第１０号）に事業計画書を添えて、変更（中止、廃止）の理由の生じた日から１５日以内に市長に提出しなければならない。

(2)　前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第１１号）により通知するものとする

（完了届）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長に宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実践支援事業完了届（様式第１２号）及び事業実績書（様式第７号）を提出するものとする。

（申請の取下げ）

第１４条　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付決定通知受領日から１５日以内とする。

（補助金額の確定）

第１５条　規則第１４条の規定による通知は、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金額確定通知書（様式第１３号）によるものとする。

（補助金の請求）

第１６条　規則第１６条に定める書類は次のとおりとする。

⑴　規則第１６条本文に定める補助金請求の場合　宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金請求（精算）書（様式第１４号）

⑵　規則第１６条ただし書に定める補助金請求の場合　宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金前金払請求書（様式第１５号）

（事業評価）

第１７条　補助事業者は、補助事業の開始年度から目標達成年度までの毎年度末に当該年度の目標の達成状況を評価し、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業の事業評価報告書（様式第１６号）に、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業事業評価表を添えて、翌年度の５月１５日までに市長に提出するものとする。

（書類の保存）

第１８条　補助対象者は、補助事業に係る収支書類を整備し、事業完了後５年間保存しなければならない。

（補則）

第１９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年５月１９日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成２９年１２月７日から施行し、この告示による改正後の宮古市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成２９年度の予算分に係る事業から適用する。

附　則

この告示は、平成３０年４月４日から施行する。

附　則

この告示は、令和２年３月３０日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年６月２１日から施行し、この告示による改正後の宮古市地域農業計画実践支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和５年度の予算分に係る事業から適用する。

附　則

この告示は、令和６年５月１０日から施行する。

附　則

この告示は、令和８年１０月８日から施行し、この告示による改正後の宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和８年度の予算分に係る事業から適用する。

別表（第４条関係）

別表

１　担い手育成型

事業区分	対象品目等	経　　費	補　助　額
１　担い手育成型	（１）園芸等 （２）畜産 (3) 水稲のうち子実用米として用いるもの（主食用米、加工用米、米粉用米・新市場開拓用米等）ただし、(3)については、米の生産拡大に取り組む場合に限る。	中心経営体である法人、中心経営体等で組織する団体、農業協同組合の生産部会、農業協同組合又は全国農業協同組合連合会岩手県本部が、いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施要領（令和８年農振第３号）。以下「要領」という。）別記３に規定する基盤整備、生産管理用機械整備（化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。）又は生産施設整備を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の２分の１に相当する額（ただし、重点推進品目及び推進品目の場合は３分の２に相当する額）
		中山間地域の農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）又は集落協定に基づき共同取組活動を行う組織が別に定める生産管理用機械整備（スマート農業機械及び関係施設に限る。）を行う場合に要する経費	
	（４）土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）	中心経営体である集落営農組織が、要領別記３に規定する基盤整備、生産管理用機械整備（化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。）又は生産施設整備を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の２分の１に相当する額
		中心経営体である集落営農組織が、要領別記３に規定する基盤整備、生産管理用機械整備（スマート農業機械に限る。）を行う場合（化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に必要な機械を除く。）又は生産施設整備を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の１０分の３に相当する額

		中山間地域の農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）又は集落協定に基づき共同取組活動を行う組織が別に定める生産管理用機械整備（水田の水管理の省力化又は畦畔等の保全に必要な機械に限る。）を行う場合に要する経費	
２　地域資源活用型	流通・加工処理機械施設整備	中心経営体である法人又は中心経営体を含む団体が、要領別記３に規定する流通・加工処理機械施設整備を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の２分の１に相当する額
３　リーディング経営体育成型	（１）園芸等 （２）畜産 （３）土地利用型作物 （米、麦、大豆、そば） （４）流通・加工処理機械施設整備	要領別記１に定める要件を満たすリーディング経営体候補者が要領別記３に定める生産管理用機械整備、生産施設整備又は流通・加工処理機械施設整備を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の２分の１に相当する額
４　白地農地解消型	（１）園芸等 （２）畜産 （３）土地利用型作物（水稲、麦、大豆、そば）	農業を担う者である法人、農業を担う者等で組織する団体、農業協同組合の生産部会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、中山間地域の農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）、集落協定に基づき共同取組活動を行う組織、農業を担う者である集落営農組織、農業を担う者を含む団体又は別に定める要件を満たすリーディング経営体候補者が、区分１～３のいずれかの事業と一体的に実施し、別に定める生産管理用機械改良又は生産施設改修を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の２分の１に相当する額

備考

１　この表において、「園芸等」及び「畜産」とは、要領別記３の品目をいう。

２　この表において、「重点推進品目」及び「推進品目」とは、宮古地方農業振興協議会農産園芸部会が定める宮古地方農産園芸特産活性化計画のⅤ品目別生産目標に規定する品目をいう。

３　補助額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。ただし、重点推進品目及び推進品目に係る補助金にあっては、この限りでない。

様式第１号（第５条、第１０条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画（変更）承認申請書

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱第５条（又は第１０条）に基づき、実施計画（変更）の承認を申請します。

添付書類

（１） 宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施（変更）計画書（様式第２号）

（２） 宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業事業（変更）評価表（様式第３号）

様式第２号（第５条、第１０条関係）

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施（変更）計画書

年　　月　　日作成

実施年度		市名		地区名		事業区分	

１　事業実施主体

団体名等		代表者		組合員数	
住　　所		連絡先		貸付対象者	

注　貸付による場合は、貸付者ごとに実施計画書を作成すること。

２　地域計画

計画名	集落/地域名	当初作成年月	最終更新年月	経営体（氏名）	現状（　　年度）		計画（　　年度）		新規就農・６次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	

注１　事業実施主体又は貸付対象者にかかる地域計画の内容を転記のこと。
注２　複数の地域計画に属する場合は、原則として全ての地域計画を記載することとするが、事業の受益に関連する部分の記載でも差し支えない。

３　事業目的

４　事業内容

番号	対象作目	受益	事業内容	導入場所	耐用年数	担保	事業費	うち補助対象事業費	負担区分			施工計画		備考
									県補助金	市費	事業実施主体	着工（予定）年月日	完成（予定）年月日	
1						□								
2						□								
3						□								
合計														

注１　整備内容ごとに記載すること。なお、同機種・同規格のものを複数導入する場合に限り、一括計上できるものとする。
注２　事業費は事業に要する経費（消費税等相当額を含む額。）を記載すること。
注３　備考欄には、除税額、上限単価等、補足情報を記載すること。

５　成果目標

種別	番号	項目	現状値	目標値	向上率	事業と成果目標の関連性	成果目標達成に向けた具体的な取組内容
必須							
任意							

注　現状値は原則として事業実施前年度の数値とする。ただし、事業実施前年度の数値が過去と比較して著しく乖離していると判断される場合は、事前に市町村長と協議した上で、過去５年間の平均値を採用しても差し支えない。その場合は、現状値を算出した根拠資料を添付すること。

６　利用計画

事業内容	管理主体	対象作目及び受益面積等	年次	年間計画												備考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			１年度目													
			２年度目													
			３年度目													

注１　本計画は、基盤整備の場合は土地利用計画、機械・施設導入の場合は利用（稼働）計画、その他の場合は対象作目の作付又は飼養計画等を記載するものとし、表は必要に応じて適宜修正して構わない。
注２　次年度以降概ね同じ利用計画となる場合は次年度以降の記載を省略して構わない。その場合は備考欄に「次年度以降同じ」と記載すること。

７　添付資料
（１）位置図
（２）地域計画の写し（事業実施主体又は貸付対象者に該当する部分）
（３）事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し
（４）事業導入の意思決定がわかる資料（総会資料、会議議事録等）
（５）本事業により導入する機械、施設等の管理運営規程
（６）貸付契約書案（貸付による場合）
（７）規模決定根拠資料
（８）事業費算定基礎資料（参考見積書、カタログ、実施設計書、設計図面等）
（９）成果目標を自由設定により設定した場合は農業改良普及センターとの協議結果が分かる資料
（10）事業実施主体の特例による場合は実施要領別記１の１の事業実施主体要件⑥要件を全て満たすことを証する資料
（11）その他市長が必要と認める資料

様式第３号（第５条、第１０条、第１７条関係）

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業
事業（変更）評価表（〇年度評価（〇年度））

市　名		事業実施主体名	

1　事業内容

事業区分		事業内容	
対象作目		貸付対象者	
事 業 費	円　（うち県　　円、市町村　　円）		

2　目標及び実績

目標項目	現状値 （〇年度）	実績値			目標値 （〇年度）	達成状況 〇・×
		１年度目 （〇年度）	２年度目 （〇年度）	３年度目 （〇年度）		
〔必須項目〕						
	（向上率）	%	%	%	%	
〔任意項目〕						
	（向上率）	%	%	%	%	

注１　向上率の計算は（〇年度目―現状値）／現状値×１00%とし、小数点以下第２位を四捨五入する。
　　なお、現状値が０で実績値が生じた場合は、向上率の欄に「皆増」と記載する。
注２　達成状況の欄は、目標値に達した場合は「〇」を、達しない場合は「×」を記載する。

3　未達成項目に対する改善措置

未達成項目	未達成の要因	達成に向けた対策

注　貸付による場合は貸付対象者ごとに作成すること。

様式第３号の２（第５条関係）

経営発展計画［宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業（リーディング経営体育成型）］

記入年月日　　年　　月　　日

氏　　名 （法人名）	（法人代表者名　　）	
住　所	〒　－ 電話番号　　（　　）	
生年月日 （法人設立年）	年　　月　　日生 （法人設立　　年）	
農業経営改善計画 認定年度	年度認定 認定市町村：	農業を担う者として位置付けられる地域計画名 ○○地域計画 集落／地区名：
営農作目		＜参考＞ いわてアグリフロンティアスクール 年度受講修了 （法人の場合、受講者氏名：　　）

１　経営発展のための事業計画（規模拡大等のため導入しようとする機械・施設、事業・資金、実施時期、必要とする理由など）

（１）宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業（リーディング経営体育成型）で導入する機械・設備等の必要性

（１）現状の課題

（２）機械等の導入により期待される効果及び販売額向上に寄与する理由（数値等を用い具体的に記入すること）

（２）経営発展のための事業計画

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	活用する資金・事業名

２　将来の農業経営に関する目標

（１）規模の拡大等の生産部門の目標

経営内容 取組事項等	現　状 (　　年)	【事業実施年度】 １年度目 (　　年)	２年度目 (　　年)	【目標年度】 ３年度目 (　　年)
販 売 額 （万円）				

（２）農畜産物加工・販売等の経営多角化部門の目標

経営内容 取組事項等	現　状 (　　年)	【事業実施年度】 １年度目 (　　年)	２年度目 (　　年)	【目標年度】 ３年度目 (　　年)
販 売 額 （万円）				

（３）販売額及び農業所得の目標（（１）＋（２））

	現　状 (　　年)	【事業実施年度】 １年度目 (　　年)	２年度目 (　　年)	【目標年度】 ３年度目 (　　年)
販 売 額 （万円）				
農業所得 （万円）				

注）　　農業所得は、対象品目等を販売したことによるものであること。

注２）　　事業実施年度から３年度目までの目標販売額が３千万円又は農業所得が１千万円以上となること。

（４）労働力、雇用の目標

		現　状 (　　年)	【事業実施年度】 １年度目 (　　年)	２年度目 (　　年)	【目標年度】 ３年度目 (　　年)
主たる従事者の人数 （人）					
従たる従事者の人数 （人）					
雇用人数 （実人数）	常用雇用				
	臨時雇用				

（５）経営・財務管理の改善目標

（６）市場価格下落など経営リスクに対する対応方向

（７）その他経営発展に向け取り組む事項
（生産方式の改善、マーケティング、法人化・組織整備など）

３　その他

（１）　農業経営改善計画書の写しを添付すること。
（２）　事業実施前年度の決算書の写しを添付すること。
（３）　経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画の写しを添付すること。（いわてアグリフロンティアスクールを修了した者は、同スクールを通じて作成した農業ビジネス戦略計画をもって代えることができること。）

様式第４号（第５条、第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者

宮古市長　　印

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業実施計画（変更）承認通知書

年　月　日付けで申請のあった実施計画（変更）については、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱第５条第２項（又は第１０条第２項）の規定により、これを承認します。

記

地区名	事業実施主体	事業区分	事　業　内　容	事　業　費	補　助　金

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定前着工届

年　月　日付け　　第　　号で承認された実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので、届出します。

記

地　　区　　名	
事　業　区　分	
事　業　内　容	
事　　業　　費	円
施　行　方　法	
着工予定年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日
補助金交付決定前着工を必要とする理由	

別記条件

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、災害等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体が負担する。

２　補助金交付決定の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。

３　補助金交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わない。

４　着工後、速やかに入札又は見積合わせの顛末書及び契約書等の写しを提出する。

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付申請書

年度において、宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金の交付を受けたいので、宮古市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおりの補助金の交付を申請します。

金　　円

様式第７号（第７条、第１２条、第１３条関係）

事　業　計　画（実　績）　書

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分　　（単位：円）

地区名	事業実施主体名	事業区分	事業費		市の補助事業に要する経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			(A)＋(B)＋(C)	うち補助対象事業費		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計									

３　事業完了予定（完了）年月日　　年　　月　　日

４　収支予算（精算）

（１）　収入の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較		備考
			増	減	
市補助金					
自己資金					
計					

（２）　支出の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較		備考
			増	減	
担い手育成型					
地域資源活用型					
リーディング 経営体育成型					
白地農地解消型					
計					

注１　２は、原則として交付決定単位の記載とする。また、事業費は事業に要する経費（消費税等相当額を含む額）であること。

注２　消費税等相当額を補助対象経費から除外した場合は、２の備考欄に「除税額〇〇円」と記載すること。

注３　事業計画書の場合は以下のとおりとする。

・３は「事業完了予定年月日」とし、補助事業の完了予定日（補助金の最終支払予定日又は最終完了確認予定日のいずれか遅い日付）を記載すること。

・４は「収支予算」とし、内訳は「本年度予算額」よ「前年度予算額」を記載すること。

・変更の場合は、変更箇所について、変更前を上段括弧書き、変更後を下段とすること。

注４　事業実績書の場合は以下のとおりとする。

・３は「事業完了年月日」とし、補助事業の完了日（補助金の最終支払日又は最終完了確認日のいずれか遅い日付）を記載すること。

・４は「収支精算」とし、内訳は「本年度精算額」と「本年度予算額」とすること。

・交付決定と実績に差異がある場合には、交付決定を上段括弧書き、実績を下段とすること。

様式第８号（第８条関係）

宮古市指令　　第　　号

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業に対し、宮古市補助金交付規則及び宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、補助金　　円を交付することに決定したので通知します。

年　　月　　日

宮古市長　　印

様式第９号（第９条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業に係る着工届

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号により補助金の交付の決定のあった事業について、下記のとおり着工したので、届出ます。

記

地　　区　　名	
事　業　区　分	
事　業　内　容	
事　　業　　費	円
施　行　方　法	
着工予定年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日

注　入札又は見積合わせの顛末書及び契約書等の写しを添付すること。

様式第１０号（第１２条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号で補助金の交付の決定の通知のあった宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

理由

備考　変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第１１号（第１２条関係）

宮古市指令　　第　　号

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付決定変更通知書

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号で交付決定の通知をした　年度宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金について、宮古市補助金交付規則第１２条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

年　　月　　日

宮古市長　　印

補助金交付決定額　　円

様式第１２号（第１３条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業完了届

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号で補助金の交付の決定のあった事業は、　年　月　日に完了したので、届出ます。

様式第１３号（第１５条関係）

宮古市指令　　第　　号

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金額確定通知書

年　　月　　日付け第　　号で完了実績報告のあった宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金については、宮古市補助金交付規則第１４条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年　　月　　日

宮古市長　　印

確定補助金額　金　　円

様式第１４号（第１６条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者　　印

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金請求（精算）書

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号で補助金の交付の決定の通知のあった宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業が完了したので、宮古市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金　　円

補助金交付決定額　　金　　円

前金払受領額　　金　　円

注　精算の結果、交付を受ける補助金が無い場合は、標題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第１５号（第１６条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者　　印

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金前金払請求書

年　月　日付け宮古市指令　　第　　号で補助金の交付の決定の通知のあった宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

金　　円

補助金交付決定額	金	円
前回までの受領済額	金	円
今回請求額	金	円
差引き残額	金	円

理由

様式第１６号（第１７条関係）

年　　月　　日

宮古市長　　あて

名　称
代表者

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業の事業評価報告書

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費補助金交付要綱第１７条に基づき、年度目評価について別添のとおり報告します。

添付書類

宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業評価表（様式第３号）